社会福祉法人大川市福祉会役員・評議員の定年に関する規程

○制定（平成２８年１２月１３日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会役員・評議員の定年に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、役員及び評議員の定年に関する事項について定める。

（役員の定年）

第２条　理事及び監事（以下「役員」という。）の定年は、８０歳とする。

２　定年に達した場合は、役員になることができない。

３　役員が任期途中において定年に達した場合は、前項の規定にかかわらず、その任期が終了するまで、なお役員として在任するものとする。

（評議員の定年）

第３条　評議員の定年は、７８歳とする。

２　定年を超える年齢では評議員になることができない。

３　評議員が、任期途中において定年に達した場合は、前項の規定にかかわらず、その任期が終了するまで、なお評議員として在任するものとする。

附　則

この規程は平成２９年度の最初に開催する決算に関する評議員会の開催の時から施行する。